

平 16. 11. 9
基礎小 26－1

個人所得課税（国・地方）の課題

目 次

・ 個人所得課税の定率減税	1
・ 定率減税による所得税・個人住民税の負担額の変化	2
・ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき 所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（抄）	3
・ 地方税法附則（抄）	4
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—恒久的な減税—	5
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄） —少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方—	
・ 平成16年度税制改正大綱（抄）	6
・ 定率減税導入時と現在の経済状況等の比較	7
・ その他考慮すべき今後の諸状況	
・ 民間企業設備・家計最終消費支出の推移	8
・ 税源移譲に関する答申等	9
・ 経済運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）	10
・ 所得税・個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数	11
・ 税源移譲にあたっての基本的考え方	12
・ 税源移譲にあたっての主な検討項目	13

個人所得課税の定率減税

小渕内閣による恒久的減税の一環として、

- ① 景気対策のため、
- ② 個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として、平成11年度税制改正で実施(現在も継続中)。

※ 減収額

○ 所得税 2.5兆円
(平成16年度予算ベース)

○ 個人住民税 0.8兆円
(平成15年度当初課税ベース)

○ 所得税
税額の20%
相当額を控除
(25万円を限度)

○ 個人住民税
所得割額の15%
相当額を控除
(4万円を限度)

定率減税額

定率減税前税額

定率減税後税額

定率減税による所得税・個人住民税の負担額の変化

(単位：万円)

給与収入	夫婦子2人			夫婦のみ		
	定率減税前 (a)	定率減税後 (b)	(a) - (b)	定率減税前 (c)	定率減税後 (d)	(c) - (d)
300万円	0.9	0.8	0.1	13.4	11.0	2.4
500万円	19.5	16.0	3.5	35.0	28.7	6.4
700万円	45.9	37.7	8.2	67.2	55.2	12.0
1,000万円	113.0	95.2	17.8	141.0	119.2	21.8
1,500万円	264.8	235.8	29.0	305.3	276.3	29.0

(注) 1. 夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

3. 定率減税とは、その年分の所得税額から20%(25万円を限度)、個人住民税所得割額から15%(4万円を限度)を控除するものである。

○経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第八号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税（法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の特例を定めるものとする。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

附 則

（個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の負担軽減に係る特例）

第四十条 近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税（法人の事業税を含む。以下本項において同じ。）の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る負担の軽減を図るため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第十項までに定めるところにより、個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の特例措置を講ずる。

2
10 略

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー広く公平に負担を分かち合うー

③ 恒久的な減税

平成 11 年度に実施され、現在も継続しているいわゆる「恒久的な減税」は、所得税・個人住民税をあわせて約 4.1 兆円の規模にのぼる。この「恒久的な減税」、とりわけ定率減税（約 3.5 兆円）は、景気回復に最大限配慮した負担軽減を主眼とした措置であるので、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

① わが国の個人所得課税の負担は、国民所得比で見ると、主要国が二桁の水準であるのと比べ極めて低い水準となっている（平成 15 年度：6.1%）。特に税率構造について見れば、大多数の納税者が最低税率のみに分布しており、主要国の中でも特異な構造となっている。これらは累次の減税により、諸控除の拡充のほか、税率の引下げやブラケットの拡大による累進緩和がなされた結果である。当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。今後、このような考え方を踏まえ、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。

こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。この取り組みは単純な増税論や年金制度改革のための財源論を論ずることではない。大切なことは、少子・高齢社会での個人所得課税のあり方として、どのような負担構造を目指すのかという問題である。

平成 16 年度税制改正大綱（抄）

平成 15 年 12 月 17 日
自由民主党
公明党

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成 21 年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成 18 年度までに、約 4 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

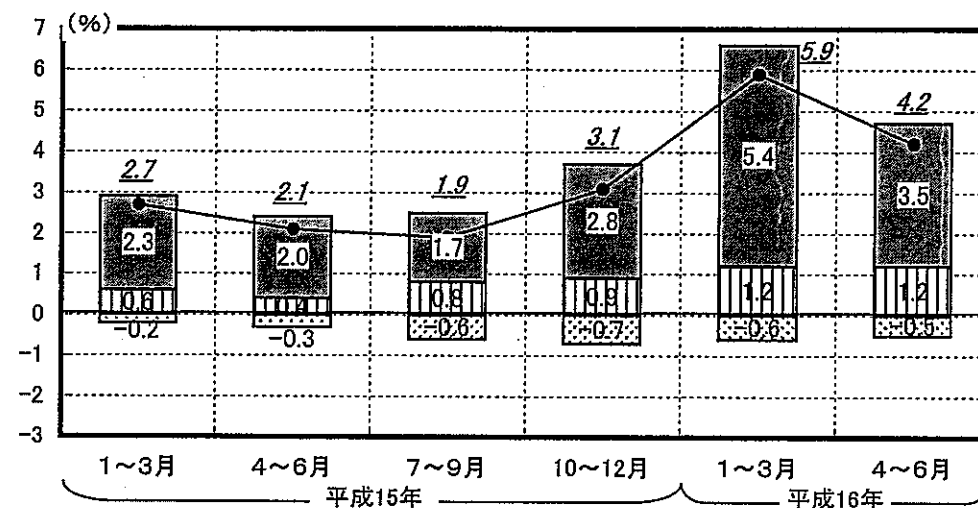
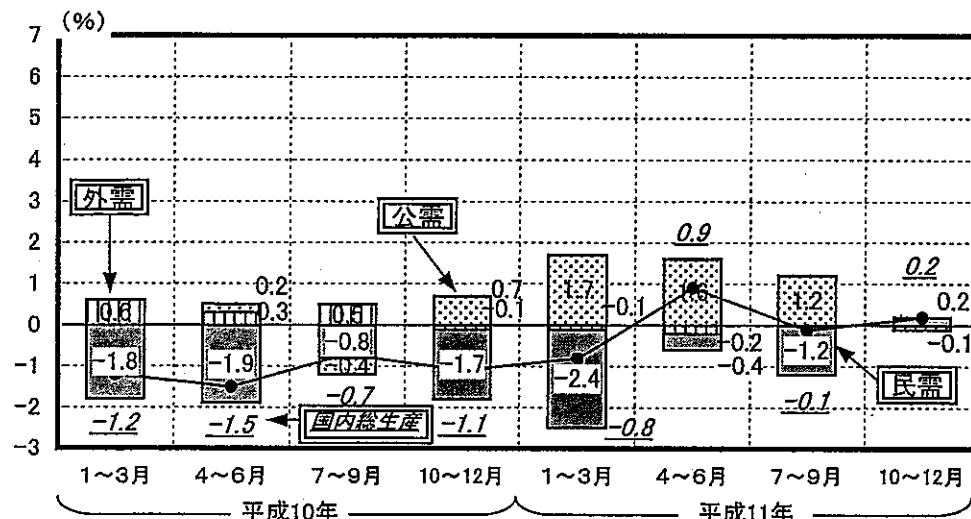
- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

定率減税導入時と現在の経済状況等の比較

《導入時：平成10年～11年》

《現在：平成15年～16年》

○寄与度(実質原系列・前年同期比)の推移



(備考)各計数につき、平成10年及び平成11年は確報値、平成15年1～3月期は確報改定値、平成15年4～6月期以降は速報値である。

「外需」は「財貨・サービス(純輸出)」の計数である。各寄与度が0.0の場合、グラフ上に計数を表示していない。なお、四捨五入の関係上、各寄与度の合計は必ずしも国内総生産の値と一致しない。

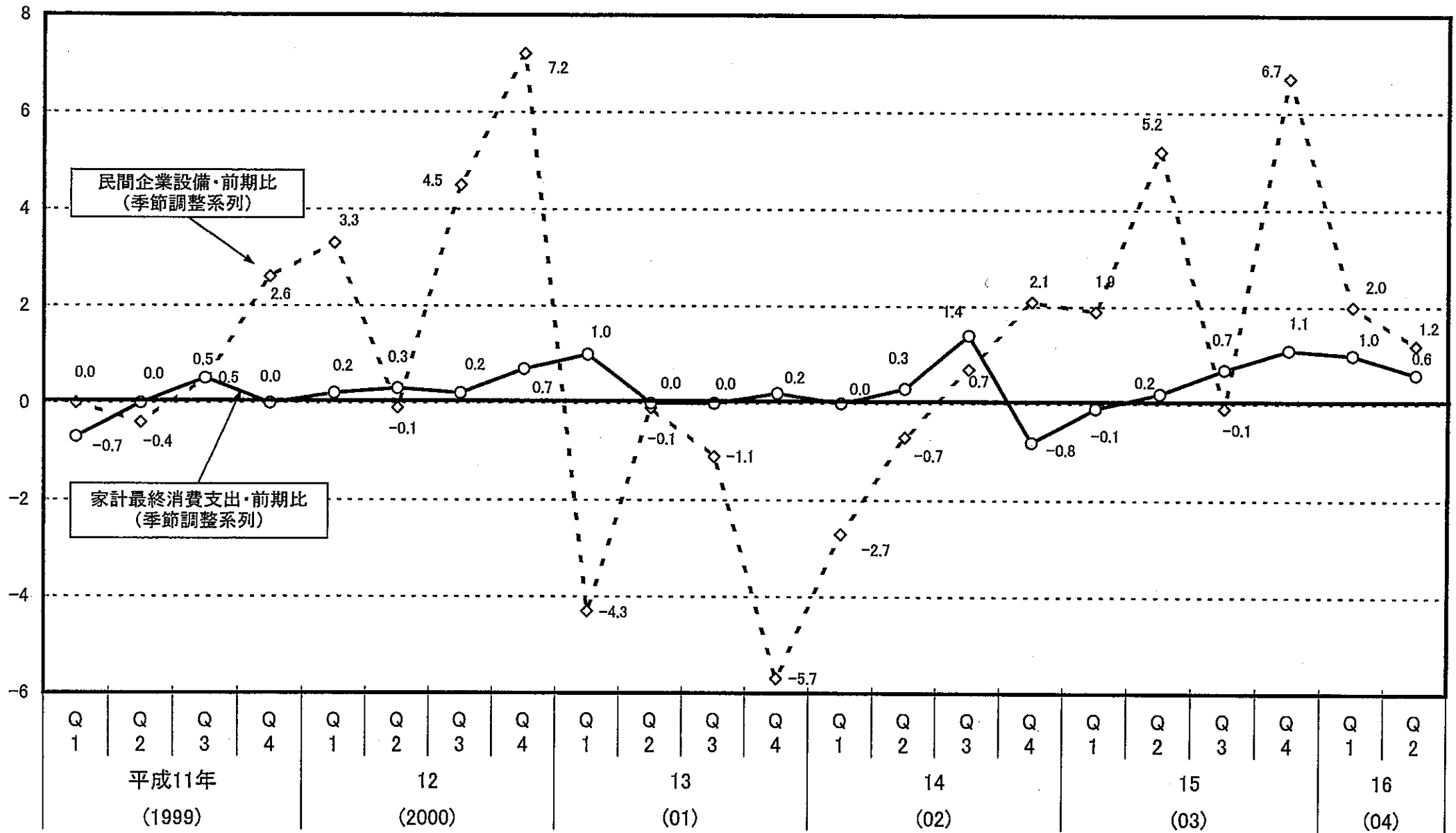
(出所)内閣府経済社会総合研究所 四半期別GDP速報(平成16年9月10日発表分)

その他考慮すべき今後の諸状況

- ・ 今後の経済の先行き
- ・ 雇用・所得環境の動向
- ・ 社会保険料・給付額の見通し
- ・ 財政赤字と長期金利の関係
- ・ 税制改正の影響

(%)

民間企業設備・家計最終消費支出の推移(実質値)



(備考) 平成13年(2001年)第4四半期までは確報値、平成14年(2002年)第1四半期から平成15年(2003年)第1四半期までは確報改定値、平成15年(2003年)第2四半期以降は速報値である。
 (出所) 内閣府経済社会総合研究所 四半期別GDP速報(平成16年9月10日発表分)

税源移譲に関する答申等

平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 15 年 12 月
政府税制調査会

三 「三位一体の改革」の一環としての税源移譲

（前 略）

税体系の中で個人住民税が応益性や自主性の要請に最も合致している。今後、所得割の税率のフラット化、均等割の充実といった改革を進めていくことが重要である。一方、個人所得課税に求められる所得再分配機能は、主として国の所得税が担うべきである。このようにして、両者の性格に応じた個人所得課税体系における位置付けの明確化を図っていく必要がある。

（中 略）

…今後、所得税・個人住民税のそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けを明確化する方向で改革を進め、所得税から個人住民税への税源移譲を行うことを基本にすべきである。

…このような本格的改革は「あるべき税制」の理念に沿って行うべきである。

税源移譲を進めるにあたっては、税務執行面での配慮が欠かせない。特に、所得税・個人住民税の改革にあたっては、多数の納税者の税負担に何らかの影響を及ぼすとともに、源泉徴収を行っている企業・事業者にも事務負担が発生する。あるべき個人所得課税改革の姿について抜本的な検討を加え、成案を得た上で、納税者・源泉徴収義務者の理解も得ながら改革を進めていかねばならない。

当調査会の今後の審議にあたって、個人所得課税の抜本的見直しに関する検討を早急に行い、国庫補助負担金と地方交付税の改革と併せ、いわゆる三位一体の改革の完了する平成 18 年度までに税源移譲を実現していく必要がある。

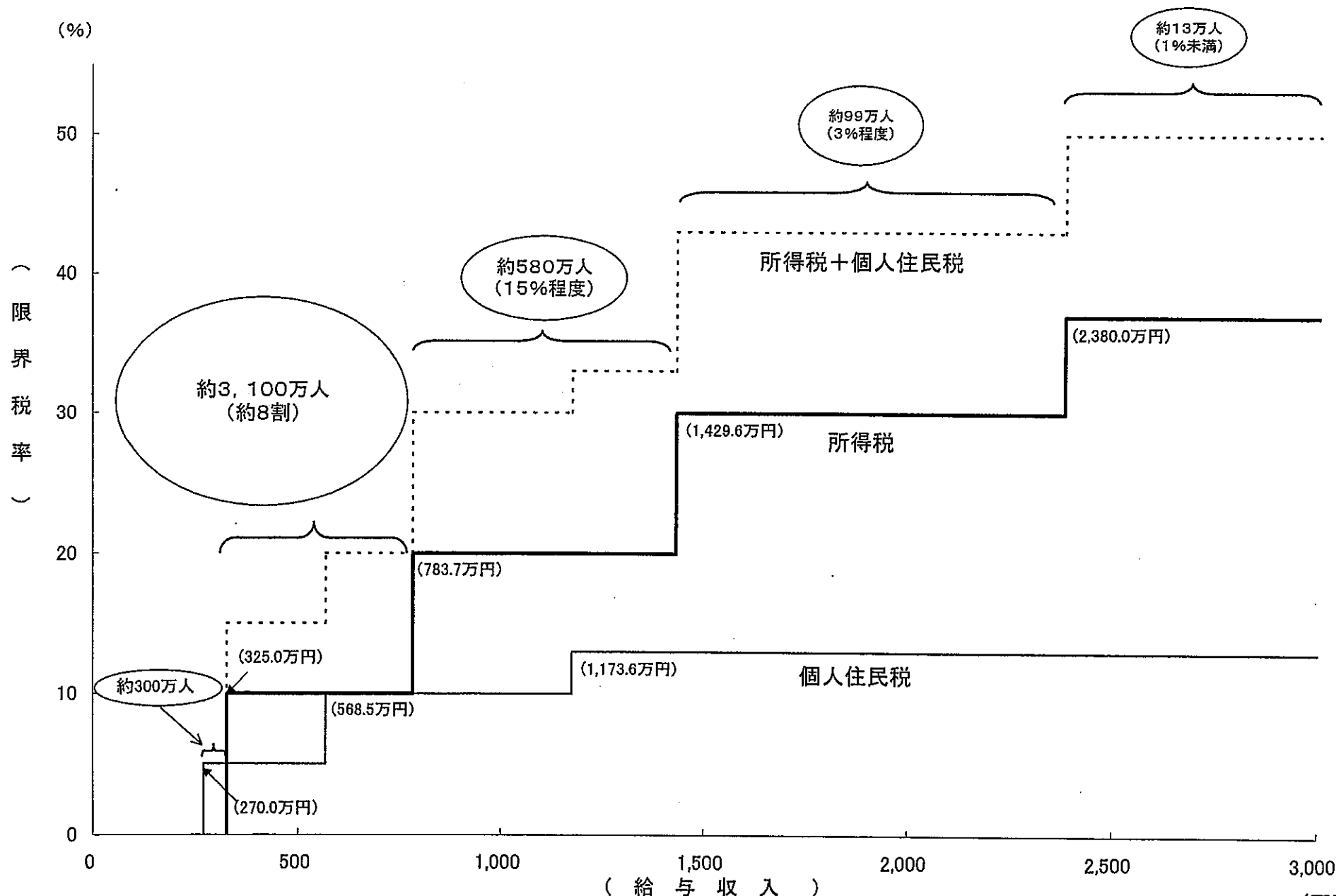
第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

（三位一体の改革）

- ・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。

所得税・個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数



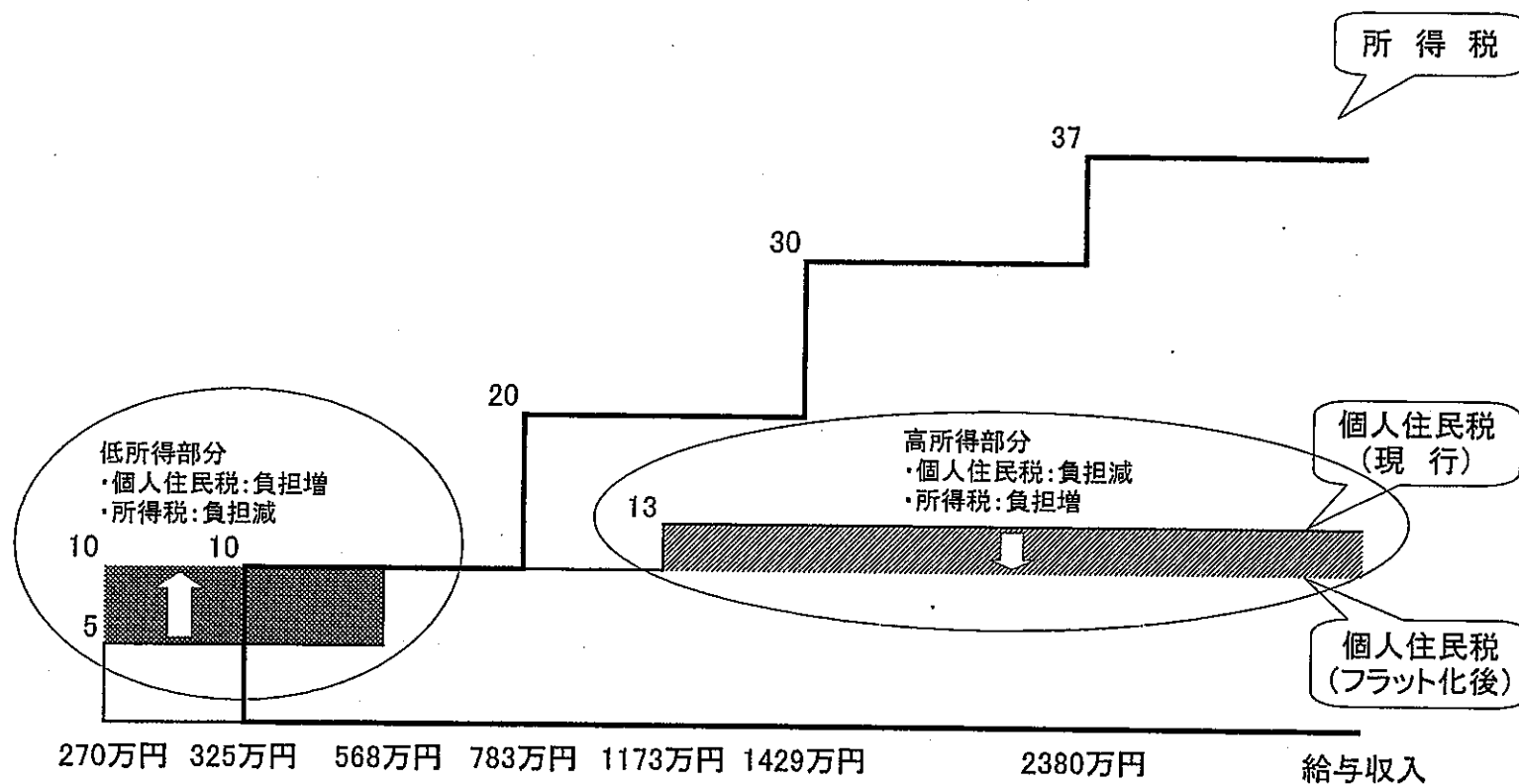
(注)1 税率ブラケット毎の適用人数は、「民間給与の実態(14年)」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から
 扶養人員数等を考慮して推計。

2 各税率が適用される給与収入は参考として夫婦2人の場合を示した。

税源移譲にあたっての基本的考え方

所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として〇兆円の本格的な税源移譲を実施。その際、

- ① 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
 - 所得税：所得再分配機能
 - 個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- ② 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- ③ 全体として「あるべき税制」の方向性と整合的な姿を確保



(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

税源移譲にあたっての主な検討項目

- 個人住民税における対応とともに、所得税においても、あるべき税制の方向と整合的な見直しによる対応を検討 —

1. 所得税

- (1) 最低税率（10%）よりも低い税率ブラケットの設定
- (2) 最高税率の引上げ
- (3) ブラケットの見直し
- (4) 人的控除の見直し

2. 個人住民税

- (1) 税率のフラット化
- (2) 低所得部分に係る負担調整措置